

有料老人ホーム設置者各位

旭川市長 今 津 寛 介
(福祉安心部指導監査課担当)

有料老人ホームの現況に関する報告について

このことについて、老人福祉法第 2 9 条第 1 1 項に基づき、次のとおり現況に関する報告をお願いします。

1 報告基準日

令和 8 年 7 月 1 日現在

2 提出書類

- (1) 有料老人ホーム情報開示等一覧表（様式第 6 号）
- (2) 入居契約書（任意様式）
- (3) 管理規程（任意様式）
- (4) 重要事項説明書（別記第 1 号様式・別添 1、2 を含む）

※必ず、指定の登録様式により報告してください。

- (5) パンフレット（任意様式）
- (6) 直近の事業年度の財務諸表
(他の事業を営んでいる場合や、親会社がある場合は、それらに関する同様の書類)
- (7) 運営懇談会開催状況報告書（様式第 7 号）
- (8) 運営懇談会の協議内容（様式第 7 号の別紙）

※ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームであって、本年度 1 1 月頃に本市建築部へ定期報告をされる施設については、上記の(1)(4)(5)のみ提出とします。

また、『「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」の一部改正について（令和 4 年 8 月 18 日付厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡）』の別紙 3 を添付する場合、重要事項説明書の 1 から 3 まで及び 6 の内容については、別紙 3 の記載内容で説明されているものとみなし、項目を削除する若しくは記載しなくても差し支えありません。

3 提出部数及び提出方法

- (1) 提出部数
各 1 部

(2) 提出方法

原則、2 (1)から(8)までの提出資料を電子申請により提出してください。

なお、電子申請による方法が困難な場合は、持参、郵送またはEメールのいずれかの提出も受付しますが、できるだけ電子申請での提出をお願いいたします。

持参若しくは郵送による場合でも、有料老人ホーム情報開示等一覧表(様式第6号)及び重要事項説明書は電子媒体での提出が必要ですので、CD-ROM等に保存して提出してください。

また、Eメールで提出される場合、メールの件名は必ず「令和8年度有料現況報告の提出について(施設名)」とし、メール本文にも法人名、施設名、担当者名及び連絡先を記載してください。

指導監査課Eメールアドレス: shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp

4 提出期限

令和8年8月31日(月)

5 留意事項

- (1) 有料老人ホームの設置者が中核市の長に報告する事項、中核市の長による有料老人ホームに関する情報の公表方法は、老人福祉法施行規則に定められています。

ア 提出書類において、中核市の長に報告する事項を網羅していない場合は、追加で書類の提出を求めることがあります。

イ 今回提出される有料老人ホーム情報開示等一覧表(様式第6号)、重要事項説明書については、旭川市のホームページ上で公表する予定です。

ウ 本市において、今回提出される重要事項説明書により介護サービス情報公表システムへ登録することを予定しており、このため、重要事項説明書につきましては、必ず指定の登録様式により提出されますようお願いいたします。(サービス付き高齢者向け住宅については、別途情報公開されているため、有料老人ホームとしての登録は行いません。)

- (2) 有料老人ホーム情報開示等一覧表(様式第6号)の「入居一時金」欄の記載

ア 入居一時金は、家賃等の入居費用の前払い金です。敷金等は一時金に含みません。

イ 入居契約から概ね90日以内の契約解除の場合、一時金等を全額(利用期間に係る利用料等は除く)返還する契約の有無について、次のとおり記載してください。

「短期解約特例 有又は無」

- (3) 運営懇談会について

ア 今回の報告対象となる運営懇談会は、基準日の前1年間(令和7年7月1日から令和8年6月30日まで)です。対象期間内の開催実績のみ記載してください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面での開催、報告、中止等の措置を行った場合は、その旨を運営懇談会開催状況報告書に記載してください。

運営懇談会を開催していない場合は、同報告書3の開催状況部分に「未実施」と

記載の上、提出してください。

イ 「書面開催」は、施設の運営状況等の資料を書面等により構成員に配付し、意見等を議事録に取りまとめることで運営懇談会を開催した場合をいいます。

ウ 「報告」は、施設の運営状況等の資料を書面等により構成員に配布するのみで、意見等は求めなかった場合をいいます。

(4) その他

有料老人ホームの現況に関する報告の様式については、旭川市ホームページ上に掲載しております。

ホーム＞MENU(右上にあります)事業者向け＞健康・福祉・子育て・学校＞

高齢者・介護保険＞指導・助言＞

旭川市有料老人ホームの現況に関する報告について

(問合せ先)

070-8525 旭川市7条通10丁目

旭川市福祉安心部指導監査課 佐瀬

電話：0166-25-9849

Eメール：shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp